

第41回理事会議事録

令和5年6月6日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

第 41 回理事会議事録

1. 招集年月日 令和 5 年 1 月 26 日
2. 開催場所 「田中田村町ビル 5 階 5 D 室」
東京都港区新橋 2-12-15
3. 開催日時 令和 5 年 6 月 6 日（火） 午後 2 時 56 分
4. 理事現在数 4 名
5. 出席理事数 4 名
(出席者) 小林 悅夫、斎藤 恒一、炭谷 茂、鶴 精三
(監事出席) 蒲生 七郎、森居 秀彰

6. 議案等

- (1) 第 1 号議案
「令和 4 年度事業報告及び決算書」の件
- (2) 第 2 号議案
「事業安定化準備資産 1 の取り崩し」の件
- (3) 第 3 号議案
「令和 5 年度団体助成及び介護団体支援」の件
- (4) 「第 18 回評議員会の開催に伴う評議員召集」の件
- (5) 報告事項等
 - ① 「職務執行状況報告（理事長）」
 - ② 「職務執行状況報告（常務理事）」
 - ③ 「その他」

7. 開会、定足数確認、挨拶、議長・議事録署名人

事務局から理事現在数 4 名中、出席者は 4 名であり、定足数である理事現在数の過半数以上に達した旨報告。

次に、炭谷代表理事（以下「理事長」という。）が開会の挨拶を行い、定款第 37 条に基づき理事長である炭谷氏が議長となり、議案の審議に入った。

議事録署名人は、定款第 45 条に基づき、炭谷理事長、蒲生監事、森居監事とする。

8. 議事の経過及び結果

- (1) 第 1 号議案 「令和 4 年度事業報告及び決算書」の件
議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。
① この事業報告及び決算書（以下「報告書」という）は、内閣府に対して報告すべきもので、公益財団法人移行後の第 12 事業年度の報告書であり、事業

期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日迄となること。

② 1. 令和4年度もコロナ禍の影響が続いた。日中間の渡航や中国国内の移動制限もあり、中国との往来を伴う事業が行えなかつた。

2. 中国帰国者支援・交流センターでは、長期間の休講等がなかつたことから令和3年度に比べ通学者の延べ人数は倍増したものの、通学者の実人数はコロナ禍以前の半分程度にとどまつてゐる。中国残留邦人、樺太等残留邦人とともに永住帰国者はいなかつた。

3. 中国帰国者等にとって、約3年にわたり精神面でも健康面でも不安が収まらないコロナ禍での日々が続いていたが、徐々にコロナ禍以前の生活に戻りつつある。今後は中断を余儀なくされていた事業の再開を検討していくことになる。

4. コロナ禍の問題は国際経済環境にも悪い影響を与え続けており、収入の柱である運用収益の低迷に繋がつてゐる。更に長期化しているロシアとウクライナの問題により、国際経済環境はますます先の見えない状況となっており、いかに安定した収入を確保するかが課題となつてゐる。

5. 令和4年度の経常収益は約2億3百万円、経常費用は約2億9百万円、事業活動収支差額は約6百万円の赤字となつてゐる。

③ 「公1」の3事業、「公2」の12事業についての令和4年度の実施状況

④ 令和4年度決算書（財務諸表等）の主なポイントを説明した。

国際金融情勢の大きな影響を受けて基本財産、特定資産の運用益が減つてゐる他、昨年一昨年のような大口の寄付金がなく寄付金収入が大幅に下がつたこと等から経常収益が昨年度比3千2百万円余の減収となつた。費用については各所で節約に努めたものの最終的に6百万円余の赤字となつた。

基本財産の投資有価証券の時価評価額が為替の変動の影響を受けて下がつてゐる。特にトルコリラの時価評価が低迷してゐること等により前年度比で7千万円程度下がつてゐる。

公認会計士の指導により、前年度まで「基本財産」の「投資有価証券」に含めていた「預金」は、今年度より独立掲記する形に表示方法を変更した。この表示方法の変更を反映させるため、前年度の財務諸表の組み替えを行つてゐる。この結果、前年度の貸借対照表において「基本財産」の「投資有価証券」に表示していた858,481,535円は、「預金」57,394,499円、「投資有価証券」801,087,036円として組み替えている。

続いて蒲生監事から令和4年度の財産状況、理事の業務執行状況について適正に行われている旨の報告がなされた。

なお、各理事等からの主な質疑等は次のとおり。

(理事長)

事業報告の公2(10)中国帰国者支援・交流センター運営事業ー③地域支援事業の実施ー自治体が開催する研修会の側面支援として記載のある「東京都中国残留邦人等支援施策担当者向け初任者研修会」の参加者が40人となっていますが、東京都に中国残留邦人の初任者研修を受ける担当者が40人もいるのですか。

(事務局)

東京都には中国残留邦人関係の担当課があり、課長以下7~8名程度が所属している。また、東京都内で中国帰国者が居住している市区にはそれぞれ中国残留邦人等を担当する者がいる。東京都では、これら都内の市区の担当者を集めた研修会を毎年開催しており、中国帰国者支援・交流センターでは毎年講師等を派遣して研修会に協力をしている。令和4年度はオンライン参加で講師と語り部が協力した。

(理事長)

「大田区中国帰国者センター」というのもあるが、ここにも非常勤かも知れませんがいらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

大田区が独自に運営しており、職員がいる。支援・交流センターではここにも年1~2回職員を派遣して、ノウハウの提供等協力している。

(理事長)

自治体が積極的に関わっていただけるのはありがたいことです。

以上、第1号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

(2) 第2号議案 「事業安定化準備資産1の取り崩し」の件

議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

令和5年度中に事業安定化準備資産を取り崩すことの承認を得たい。令和5年2月28日の第40回理事会で、事業安定化準備資産の取り崩しの承認を得ているが、決算前であったため具体的な取り崩し額を提示できなかつたことから、令和4年度決算結果を基にあらためて公1(2)、公2(5)イ、公2(6)~(9)事業に充てるために、事業安定化準備資産1(令和5年3月末日時点評価額14,553,627円)を最大で1,400万円取り崩すことの承認を得たい。

なお、各理事等からの主な質疑等は次のとおり。

(理事長)

1,400 万円取り崩した場合ほぼ全額となり、来年度以降ほとんど残らないことになりますが、来年度以降財源がないと心配になります。

(事務局)

最大で取崩し可能な上限額として 1,400 万円ということである。今年度はコロナ禍で実施できなかった中国政府担当官の招致等が再開される予定であり、また、40 周年記念誌の印刷費等の支出が見込まれているため、これらに必要となる額を取り崩すことになる。最大で取崩し可能な上限額 1,400 万円としているが、実際にはここまで取り崩しにはならないとみている。極力取り崩さないで済むよう運営に努めるが、最終的には 2 ~ 3 百万程度の取り崩しになるかと思われる。

以上、第 2 号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

(3) 第 3 号議案 「令和 5 年度団体助成及び介護団体支援」の件

団体助成については内閣府の指導を受け、令和 4 年度より団体助成委員会で審査承認を受けた後理事会に諮り最終承認を受けて助成を決定することになっている。お手元の資料のとおり 5 月 16 日（火）に開催した第 39 回団体助成委員会において、令和 5 年度は日本語教室等の 11 団体に対して計 169 万 1 千円及び介護団体 14 団体等に対して計 255 万円を助成することの承認を得ている。これら支出について承認を得たい。

なお、各理事等からの主な質疑等は次のとおり。

(理事長)

今年度の助成団体は従来支援をしている団体でしょうか。新規の助成はありますか。

(事務局)

日本語教室等の団体助成は「中国帰国者墨縁金閣会」、介護団体支援では「小規模多機能ホームいほり」の 2 件が新規助成団体である。

(鶴理事)

自分が関わっていた団体でもそうですが、代表が亡くなり活動ができなくなってしまいました。帰国者支援団体の活動が中心となるメンバーの高齢化により成り立たなくなってきていて、活動を停止する団体が出ています。子供や孫の世代に活動が引き継がれればと思うのですが、仕事をしていたり関心が薄まること等もあってか難しいようです。帰国者支援団体同士の交

流の場を設けて、各団体が活動を続けていくための情報交換等を行うことでお互いが刺激を受け、何とか支援団体の活動が続けられるように支えてもらえればと思います。そのような場があれば、私も経験をお伝えする等協力をしたいと思います。

(理事長)

遠方の団体に集まつてもらうことは難しいでしょうが、せめて都内だったり首都圏の団体だけでも集まつて年度内に交流の場を設けることを検討できないでしょうか。

(事務局)

国の制度を活用すれば自治体から資金的な助成を受けられるので、本来であればこの制度をうまく取り入れていただければ、援護基金が助成しなくても活動は成り立つものと考えられるが、そもそも問題として鶴理事のお話にあったように団体のメンバーの高齢化により活動が成り立たないという現状もある。他方自治体の助成をうまく利用して活動している団体もある。各団体がどのような状況に置かれているかまで把握はできていない。各方面のお話を聞いて何ができるか検討していきたいと思う。

(理事長)

支援団体の横のつながりは今どうなっているのでしょうか。

(事務局)

以前は結構横のつながりもあったようだが、現在は以前ほどのつながりはないと言っている。

支援・交流センターでは支援機関連絡会を年に1回開催し、首都圏の行政機関やボランティアを集めた意見交換の場を設けている他、支援・相談員、自立支援通訳などのための医療・介護通訳研修会も開催しボランティアや医療通訳等を集めて研修会を行っている。

(理事長)

そういう活動の場でお互い顔を知ればいろいろとやりやすくなるでしょう。

(鶴理事)

そもそも今は世の中の残留孤児問題への関心が薄れていて、残留孤児って何ですかという人たちが増えていて、残留孤児という言葉自体が通じないことがあります。

(小林理事)

元々各自治体がそれぞれのエリアでボランティアの研修等をやっていて、昔は私も講師で呼ばれることが多かったのですが、今はほとんどの自治体でやらなくなってきたいるようです。先程事務局から話が出ましたが、国から

自治体を通じてボランティア団体等の助成するという制度はあるのですが、結局自治体を通じてですので、自治体が動かなければ助成につながらないですし、条件も厳しく手続きも面倒なことから助成につながっていないんです。だから、皆さん援護基金の助成を求めてくるわけです。ネックになるのはそれぞれの自治体で対応や熱意が違うことです。

(鶴理事)

自治体は定期的に担当者が変わり、担当によって対応が大きく変わってしまい難しいですね。

(理事長)

私も墨田区の人権啓発計画というものの作成に関わっているのですが、去年までは中国残留孤児というのが入っていたんですけど、今年は計画から落ちてしまったんです。どうしてか聞いたところ、今は中国残留孤児に対する関心がないからということなんです。もちろん落ちたからと言って私たちの仕事がなくなるわけではないんでしょうけれど、やはり中国残留孤児に対する世の中の関心が薄れているということでしょう。

(鶴理事)

こういった状況を考えると援護基金の団体助成はすごく意味のある事業ですし、なかなか行政が動かない現状では団体を支えるために交流の機会を作る仕組み作りも大切なことだと思います。

以上、第3号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

(4) 第4号議案 「第18回評議員会の開催に伴う評議員召集」の件
議案書に従い事務局から以下のとおり説明した。

「定款」第22条の規定により、評議員会は理事会の決議に基づき理事長が招集することになる。今年は理事、監事、評議員の全てが改選の年に当たることから議案として「理事の選任」の件、「監事の選任」の件、「評議員の選任」の件、「令和4年度事業報告及び決算書」の件について諮るため、令和5年6月22日付で評議員を招集したい。

以上、第4号議案について議長が諮ったところ事務局提案どおり全会一致で承認された。

以上で本日予定の議事が終了したが、引き続き「報告事項等」について報告が行われた。

(5) 報告事項等

- ① 職務執行状況報告（炭谷理事長、第40回理事会以降）
 - 炭谷理事長から次の職務執行状況報告があった。
概ね毎月一回、常務理事（事務局長）から報告を受け必要事項について決裁を行った。
主な職務執行については、次のとおり。
 - ・ 第40回理事会の議事録等の決裁と署名
 - ・ 第41回理事会資料の決裁
 - ・ 人事院給与勧告に基づく「職員給与規程」及び「臨時職員等手当基準」の改正等の決裁
 - ・ 個人情報保護に関する令和4年度の取組状況報告について報告に関する決裁
 - ・ 援護基金保有債券（1千万円以上）の満期償還等に伴う買換の決裁等
- ② 職務執行状況報告（斎藤常務理事、第40回理事会以降）
 - 主な職務執行については、次のとおり。
 - ・ 第40回理事会の議事録の作成
 - ・ 第41回理事会資料の作成
 - ・ 令和5年度団体助成事業案の作成
 - ・ 令和5年度団体助成委員会の開催
 - ・ 人事院給与勧告に基づく「職員給与規程」及び「臨時職員等手当基準」の改正案等の作成
 - ・ 令和5年度人事異動案の作成
 - ・ 個人情報保護に関する令和4年度の取組状況について報告書の作成等
- ③ その他
 - 常務理事より評議員会に諮る議案のうち、理事、監事、評議員の任期満了に伴う「理事の選任」の件、「監事の選任」の件、「評議員の選任」の件について次の説明を行った。
「理事の選任」の件
現理事のうち斎藤恭一常務理事が退任し、後任に新津浩平氏が就任予定であること。
「監事の選任」の件
現監事が重任予定であること。
「評議員の選任」の件
現評議員のうち佐々木典夫評議員、本田機先評議員、村川浩一評議員が退任し、後任に高根和子氏、永嶋昌樹氏、松本省藏氏が就任予定であること。

以上をもって第41回理事会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣し解散した。（閉会時間：午後3時59分）

上記の議事録が正確であることを証するため、出席した理事長及び監事は記名押印する。

令和5年 6月21日

公益財団法人 中国残留孤児援護基金

理 事 長 狩 元 大

監 事 蒲 生 七 邦

監 事 森 丘 秀 彰